

## 高額療養費の

### 自己負担額が引き上げ

本年九月一日から、高額療養費の自己負担額が、現在の三万九千円から五万一千円に改められました。

ただし、今年の十二月三十一日までの間は、激しい負担増を避けため、経過措置として四万五千円とされています。なお、住民税非課税世帯と七十歳以上のかた、および六十五歳以上上の寝たきり老人については、三万九千円にすべきであります。

次に、自己負担額計算の基準について復習してみましょう。

●月の初めから月末までの受診を、一ヶ月として計算します。たとえば、ある月の十五日から、翌月の十五日までのよう月をまたがった場合、最初の月の医療費が四万円、翌月が四万円、合計八万円自己負担した場合でも、一日から月末までの計算ですから高額療養費は支給されません。ただし、同一月内に、退院しましたそこへ再

入院したような場合は、合わせて計算されます。

●病院、診療所ごとに計算します。たとえば、甲の病院と乙の病院同時にかかるとして、自己負担

金

二万、〇〇円×〇、二万、〇〇円

（自己負担分）

病院へ六万円を支払った場合は、甲の病院について五万一千円を控除した一万九千円、乙の病院については九千円の高額療養費が支給されます。合算はされません。

●総合病院の各診療科は、それぞれ別の病院または診療所として扱います。

ただし、総合病院の入院患者が他の科（歯科は除く）で診療を受けたときは、合算して計算されま

す。

また一つの病院、診療所でも、入院と通院は別に扱い合算はいたしません。

●差額ベッドや光熱費、付添看護料など、保険診療の対象とならない差額

万円の医療費がかかるとします。そのうちの三割、つまり十五万円が自己負担分です。その自己負担分から五万一千円を除いた額は九万九千円が、国保から払いもどされます。

たとえば、甲の病院と乙の病院

へ同時にかかるとして、自己負

担金

二万、〇〇円×〇、二万、〇〇円

（自己負担分）

病院へ六万円を支払った場合は、

甲の病院について五万一千円を控

除した一万九千円、乙の病院につ

いては九千円の高額療養費が支給

されます。合算はされません。

●高額療養費は、いつごろ払いもどされるでしょう。

受診された翌月に、病院や診療

所から国保に提出される診療報

万円の医療費がかかるとします。

そのうちの三割、つまり十五万

円が自己負担分です。その自己負

担分から五万一千円を除いた額は九万九千円が、国保から払いもど

されます。

たとえば、甲の病院と乙の病院

へ同時にかかるとして、自己負

担金

二万、〇〇円×〇、二万、〇〇円

（自己負担分）

病院へ六万円を支払った場合は、

甲の病院について五万一千円を控

除した一万九千円、乙の病院につ

いては九千円の高額療養費が支給

されます。合算はされません。

●高額療養費は、いつごろ払いもどされるでしょう。

受診された翌月に、病院や診療

所から国保に提出される診療報

万円の医療費がかかるとします。

そのうちの三割、つまり十五万

円が自己負担分です。その自己負

担分から五万一千円を除いた額は九万九千円が、国保から払いもど

されます。

たとえば、甲の病院と乙の病院

へ同時にかかるとして、自己負

担金

二万、〇〇円×〇、二万、〇〇円

（自己負担分）

病院へ六万円を支払った場合は、

甲の病院について五万一千円を控

除した一万九千円、乙の病院につ

いては九千円の高額療養費が支給

されます。合算はされません。

●高額療養費は、いつごろ払いもどされるでしょう。

受診された翌月に、病院や診療

所から国保に提出される診療報

万円の医療費がかかるとします。

そのうちの三割、つまり十五万

円が自己負担分です。その自己負

担分から五万一千円を除いた額は九万九千円が、国保から払いもど

されます。

たとえば、甲の病院と乙の病院

へ同時にかかるとして、自己負

担金

二万、〇〇円×〇、二万、〇〇円

（自己負担分）

病院へ六万円を支払った場合は、

甲の病院について五万一千円を控

除した一万九千円、乙の病院につ

いては九千円の高額療養費が支給

されます。合算はされません。

●高額療養費は、いつごろ払いもどされるでしょう。

受診された翌月に、病院や診療

所から国保に提出される診療報

万円の医療費がかかるとします。

そのうちの三割、つまり十五万

円が自己負担分です。その自己負

担分から五万一千円を除いた額は九万九千円が、国保から払いもど

されます。

たとえば、甲の病院と乙の病院

へ同時にかかるとして、自己負

担金

二万、〇〇円×〇、二万、〇〇円

（自己負担分）

病院へ六万円を支払った場合は、

甲の病院について五万一千円を控

除した一万九千円、乙の病院につ

いては九千円の高額療養費が支給

されます。合算はされません。

●高額療養費は、いつごろ払いもどされるでしょう。

受診された翌月に、病院や診療

所から国保に提出される診療報

万円の医療費がかかるとします。

そのうちの三割、つまり十五万

円が自己負担分です。その自己負

担分から五万一千円を除いた額は九万九千円が、国保から払いもど

されます。

たとえば、甲の病院と乙の病院

へ同時にかかるとして、自己負

担金

二万、〇〇円×〇、二万、〇〇円

（自己負担分）

病院へ六万円を支払った場合は、

甲の病院について五万一千円を控

除した一万九千円、乙の病院につ

いては九千円の高額療養費が支給

されます。合算はされません。

●高額療養費は、いつごろ払いもどされるでしょう。

受診された翌月に、病院や診療

所から国保に提出される診療報

万円の医療費がかかるとします。

そのうちの三割、つまり十五万

円が自己負担分です。その自己負

担分から五万一千円を除いた額は九万九千円が、国保から払いもど

されます。

たとえば、甲の病院と乙の病院

へ同時にかかるとして、自己負

担金

二万、〇〇円×〇、二万、〇〇円

（自己負担分）

病院へ六万円を支払った場合は、

甲の病院について五万一千円を控

除した一万九千円、乙の病院につ

いては九千円の高額療養費が支給

されます。合算はされません。

●高額療養費は、いつごろ払いもどされるでしょう。

受診された翌月に、病院や診療

所から国保に提出される診療報

万円の医療費がかかるとします。

そのうちの三割、つまり十五万

円が自己負担分です。その自己負

担分から五万一千円を除いた額は九万九千円が、国保から払いもど

されます。

たとえば、甲の病院と乙の病院

へ同時にかかるとして、自己負

担金

二万、〇〇円×〇、二万、〇〇円

（自己負担分）

病院へ六万円を支払った場合は、

甲の病院について五万一千円を控

除した一万九千円、乙の病院につ

いては九千円の高額療養費が支給

されます。合算はされません。

●高額療養費は、いつごろ払いもどされるでしょう。

受診された翌月に、病院や診療

所から国保に提出される診療報

万円の医療費がかかるとします。

そのうちの三割、つまり十五万

円が自己負担分です。その自己負

担分から五万一千円を除いた額は九万九千円が、国保から払いもど

されます。

たとえば、甲の病院と乙の病院

へ同時にかかるとして、自己負